

吹田市公告第 428 号

データ入力用システム賃貸借に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 賃貸借対象物件
データ入力用システム
- 2 設置場所
吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
- 3 賃貸借期間
令和 7 年（2025 年）10 月 1 日～令和 12 年（2030 年）9 月 30 日
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）
- 4 入札保証金
吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額を 5 で除して求めた 1 年あたりの金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。
- 5 契約保証金
落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額を 5 で除して求めた 1 年あたりの金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - （4）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 6 入札参加資格
本入札は、リースによる機器賃貸借を想定している。
本入札の参加希望者は、以下に掲げる要件を全て満足する者であること。
 - （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
 - （3）本市の入札参加有資格者名簿登載業者であり、本業務を履行可能とみなされる者であること。
 - （4）公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措

置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

7 入札参加資格の確認

(1) 本入札の参加希望者は、所定の提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに申込書等を提出しない場合若しくは入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。

(2) 提出書類

ア 制限付入札参加資格確認申込書（様式1）

イ 役員一覧表（様式2）

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 交付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月15日（火）

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度) 一般競争入札(業務委託)一覧）からダウンロードする。

イ 受付日時

令和7年7月1日（火）～令和7年7月15日（火）（土・日・祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午～午後0時45分を除く。）申込書等は持参又は郵送（書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかに限る。）にて提出のこと。郵送の場合は上記受付期限必着とする。

ウ 受付場所

「22 問合せ先」のとおり。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。

（令和7年7月17日（木）通知予定）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和7年7月18日（金）～令和7年7月22日（火）（土・日・祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで。（正午～午後0時45分を除く。）

イ 提出場所

「22 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

（令和7年7月23日（水）発送予定）

9 内容等に係る質問等

- (1) 受付日時
令和7年7月1日(火)～令和7年7月8日(火)
- (2) 受付方法
電子メールによる。宛先は「22 問合せ先」のとおり。
- (3) 回答
令和7年7月10日(木) 電子メールにて送付。
- (4) その他
入札参加申込者及び質問者全員にその内容を通知する。

10 入札の日時及び場所

- (1) 入札日
令和7年7月25日(金) 午前10時00分(時間厳守)
- (2) 入札場所
吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟9階 デジタル政策室第2事務室

11 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

13 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

14 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

17 落札決定の取消

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約書を作成する。※契約書(案)は別紙添付のとおり

19 入札書への記載時の算出方法

- (1) 本契約の賃貸借期間は、令和7年10月1日～令和12年9月30日とする。
- (2) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、機器全ての上記期間に係る費用(導入作業及び保守を含む。)の総合計を算出するものとする。ただし、消費税相当額は除くものとする。
- (3) 落札者は、落札後速やかに落札金額に対応した積算内訳書を作成するものとし、入札書の入札金額及び積算内訳書の合計金額は必ず一致させるものとする。

20 契約及び支払方法について

- (1) 本契約は、令和7年10月1日～令和12年9月30日の5年間のリース契約である。
- (2) 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。
- (3) 支払いは、月額又は年額支払いとなり、落札後に協議のうえ、決定するものとする。月額の場合は1ヶ月間の賃貸借料を翌月に、また年額の場合は当該年度分の賃貸借料を翌年度4月に受注者から吹田市に対して請求したのち、正当な請求行為を確認したうえで請求日から30日以内に受注者に対して支払うものとする。なお、掲載している契約書(案)については、月額支払いを想定したものである。
- (4) 月額支払いにおける計上開始月は、令和7年10月分からとする。

21 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

22 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟9階
行政経営部デジタル政策室 情報化推進担当
電話 06-6384-1443（直通）
メールアドレス den_joka@city.suita.osaka.jp